

【住み替えチャレンジ支援事業のご案内】

※令和5年4月1日以降に中古住宅・マンションを購入したかた

日立市

令和7年度

日立市に「住みたい」「住み続けたい」という子育て・若年夫婦を応援するため、市内に中古住宅・マンションを購入したかたを対象に、費用の一部を助成します。

マイホーム取得を応援します！

助成額

20万円

※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。

令和5年4月1日～令和7年3月31日
に新築住宅を取得契約したかたは
裏面をご覧ください

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 以下のいずれかに該当する方
 - (a) 申請日又は契約日時点で、18歳未満の子等を有する世帯
 - (b) 申請日又は契約日時点で、夫婦どちらかが45歳未満の若年夫婦
 - (c) 住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満のかた
- ② 原則として、令和5年4月1日以降に日立市内に取得に係る契約を書面で締結していること
- ③ 令和8年3月31日までに取得する住宅〔建物〕の所有権保存(移転)登記が完了すること
- ④ 取得する住宅の居住部分の床面積が50㎡以上であること
- ⑤ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること
- ⑥ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと
- ⑦ 同一の住宅について、住宅の取得等を目的とした他の公的制度による助成(※1)を受けていないこと

* 正当な理由なく住宅を売却等したときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

※1 他の公的制度

市の「山側住宅団地住み替え促進事業」等が該当します。

併用の可否について、詳細はお問い合わせください。

手続の流れ

1 住宅の引渡し・登記（所有権の保存又は移転）・世帯全員の住民登録が済んでから申請してください。



※紙の申請書は、住政策推進課窓口でお渡ししています。または、市のHPからもダウンロードできます。

2 申請（令和7年度申請期限：令和8年3月16日（月））

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「住み替えチャレンジ支援事業助成申請書(様式第1号)」
- ② 「不動産売買契約書」の写し（建物の所在地番、延べ床面積、取得金額、契約日、売主及び買主が確認できる部分）
- ③ 住宅の不動産登記(建物の全部事項証明書など)
(申請者と所有権の保存(移転後)の名義人が同一であること)
- ④ 振込先口座の通帳またはキャッシュカード等の写し



3 助成決定通知書の受領及び助成金の受領

申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。
同時に、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。
(申請から1か月程度かかります。)

電子申請をご活用ください！

お持ちのスマートフォンやパソコンで申請できるようになりました。(紙の申請書は不要)
左記②～④の書類を全て揃え(PDFまたは画像ファイルに変換してください)

下記のQRコードから申請してください。

(申請フォーム)

※電子申請が不可能な場合は、
紙の書類を一式揃えて
提出してください。



【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課
(本庁5階 山側)

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話 0294-22-3111 (内線247/583)

FAX 0294-21-7750

Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp

助成金の詳細はHPを
ご覧ください

